

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会会則

制定 令和4年9月30日付 22e 国実第1号
改正 令和4年10月18日付 22e 国実第10号
改正 令和5年3月31日付 22e 国実第21号
改正 令和5年12月1日付 23e 国実第68号
改正 令和6年1月29日付 23e 国実第92号

(名 称)

第1条 本会は、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 東京ベイ eSG プロジェクトが目指す50年・100年先のサステナブルな都市モデルをいち早く具現化し、東京が世界各都市と連携してサステナブルな社会の実現に向けたムーブメントを牽引していくため、国際発信イベント事業を実施することを目的とする。

(業務内容)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行委員会事業の企画に関すること。
- (2) 実行委員会事業の実施に関すること。
- (3) その他、実行委員会の運営に必要なこと。

(構 成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1のとおり実行委員会の趣旨に賛同した団体及び関係者をもって構成する。

(組 織)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役 員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(3) 監事 2名

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、第15条の規定により実行委員会が解散するまでとする。

ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(責任等)

第9条 実行委員会は、独立した権利義務主体であって、その債務等について、委員は一切の個人責任を負わない

また、実行委員会は委員や関係者に対して一切の利益分配等を行うことができない。

(会議)

第10条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度開催する。

- 2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。
- 3 実行委員会は、委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
- 4 実行委員会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員の過半数の同意の上決定する。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面又は電磁的記録により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を実行委員会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 7 会議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

できる。

8 委員長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて部会を開くことができる。

(守秘義務)

第 11 条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（実行委員会の資料の内容のほか、実行委員会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならないが、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第 12 条 実行委員会の議事の内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(事務局の設置)

第 13 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名及び事務局次長 3 名を置き、別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、事務局業務を管理する。

4 事務局次長は、事務局長の職務を補佐する。

また、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。

5 事務局は、東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課に置く。

6 事務局及び職員に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(謝金の支払い)

第 14 条 事務局は、実行委員会の委員、監事及び第 10 条第 6 項に定める者であって実行委員会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局外部講師謝金支払基準に準じて支払う。

(解散)

第 15 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達したときは、解散する。

(経費)

第 16 条 実行委員会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取扱いに関しては、別途定めるものとする。

(規定等)

第 17 条 実行委員会に関わる事務規程及び財務規程は別途定めるものとする。

(会計年度)

第 18 条 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(出納の閉鎖)

第 19 条 実行委員会の出納は、翌年度の 5 月 3 1 日をもって閉鎖する。

(補則)

第 20 条 本会則に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

この会則は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

東京ベイ e SG プロジェクト国際発信実行委員会 委員

[別表1]

組織名等	役職及び氏名（敬称略）	
株式会社ユーグレナ	代表取締役社長 出雲 充	
一般社団法人 新経済連盟 （株式会社LIFULL）	広報担当理事 （代表取締役社長） 井上 高志	
東京商工会議所 （愛知産業株式会社）	青年部相談役 イノベーション・スタートアップ委員会 共同委員長 （代表取締役社長） 井上 博貴	
デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社	パートナー 大塚 泰子	
カフェ・カンパニー株式会社 ZEROCO株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長 楠本 修二郎	
公益社団法人経済同友会 （オイシックス・ラ・大地株式会社）	副代表幹事 （代表取締役社長） 高島 宏平	
株式会社グラントレベル	代表取締役社長 田中 元子	
株式会社arca	代表取締役/クリエイティブディレクター 辻 愛沙子	
CIC Japan合同会社	プロジェクトリード 藤瀬 里紗	
Plug and Play Japan株式会社 一般社団法人スタートアップエコシステム協会	Executive Director 代表理事 藤本 あゆみ	
日本ガストロノミー学会 株式会社FOOD LOSS BANK	代表 代表取締役社長 山田 早輝子	
一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会	事務局長	
国立研究開発法人科学技術振興機構 日本科学未来館	副館長	
株式会社東京臨海ホールディングス	グループ支援部長	
東京臨海高速鉄道株式会社	総務部長	
一般社団法人日本自動車工業会	次世代モビリティ領域 3部 担当部長	
中央区	企画部長	
港区	芝浦港南地区総合支所長	
江東区	政策経営部長	
品川区	都市環境部長	
大田区	まちづくり推進部長	
東京都	政策企画局	理事（計画調整部長事務取扱）
	デジタルサービス局	企画調整担当部長
	財務局	主計部長
	都市整備局	まちづくり調整担当部長
		都市基盤部長
	環境局	環境政策担当部長
	産業労働局	企画調整担当部長
	港湾局	臨海開発部長
		港湾整備部長
	生活文化スポーツ局	企画担当部長
経営企画担当部長		

東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会 監事

[別表2]

組織名	所属等
東京都	政策企画局総務部企画計理課長
公認会計士	清泉監査法人

東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会 事務局長 [別表3-1]

組織名	所属等
東京都	東京都政策企画局次長

事務局長 [別表3-2]

組織名	所属等
東京都	東京都政策企画局東京eSGプロジェクト推進担当部長
東京都	東京都政策企画局東京eSGプロジェクト推進担当部長
東京都	東京都政策企画局東京eSGプロジェクト推進担当部長